

資料3：「連帯会議請願（李正姫議員紹介）の法案」

協同組合基本法制定連帯会議

1. 協同組合基本法制定の必要性

□国内の内需経済の振興及び経済二極化の解消に寄与

- 我が国では協同組合は、主に第1次産業や消費者協同組合、金融協同組合など個別法によってのみ設置することができること
- その他の協同組合は、設立することができないため、国民経済の大多数を占めている工業と地域単位の社会サービスなど、第2次及び第3次産業における協同組合の国民経済的寄与を期待できないこと
- 先進国では、地域基盤産業、社会サービス、地域開発などの小資本、革新人材事業での協同組合の寄与が大きい
- 特に、これらの事業は、売上高に比べて、人材雇用比率が高い雇用親和的事業として、最近、社会の話題である就労問題の解決にも寄与するものであること
- すでに多くの事業体が運営されている中で、現在雇用された労働者に事業体の主人であるという自矜心（自負心）を植え付けるだけでなく、営利企業よりも地域社会に対する寄与を充実させる協同組合が広がると、地域の事業体間の協力が強化され、地域経済の活性化もできること
- 協同組合の自由な設立は、これまで活性化されなかった協同組合の活性化を通じて国内の内需景気振興及び経済二極化の解消に寄与すること

□既存協同組合親和型事業体の活性化の契機

- 既に我が国では、協同組合として設立して、さらに高い成果を上げることのできる事業所が8千カ所余り運営されているが、法的不備によって成長していないこと
- 基本法の制定は、事業の内容に適合する法人格を付与することができ、さらに活発な事業が可能であり、不必要な運用費を削減することで協同組合的企業の成長を画期的に高めることができるものであること
- 協同組合の自由な設立ができないケア労働者、特殊職の雇用労働者などの主要関係者たちも、協同組合に対する認識が広がっていない状況にあること
- 協同組合基本法の制定を通じて、自由な協同組合の設立と運営が可能であれば、相当な数の協同組合が設立され、社会的葛藤が解消されうるものであること

□国際的基準（グローバルスタンダード）に符合した制度改善

- 国際連合（UN）と世界協同組合連盟（ICA）は、2000年代序盤から持続的に、各国の協同組合法をすべての協同組合を包括する協同組合共通法として制定するよう決議文を採択し、数次にわたり勧告していること
- 特に、2008年の世界金融危機の後、国連は、2012年を「世界協同組合の年」として宣布し、「各国の協同組合法制度の改善の契機」として3つの努力目標を明示しており、さらに、加盟国に対してもう一度法制度の改善を勧告していること
- 協同組合基本法の制定は、国内の経済的社会的問題を改善するだけでなく、協同組合に関す

る世界的な基準を反映することで国の品格を高めるのに寄与すること

2. 協同組合基本法（案）作成の原則と基本構造

1) 法案作成の原則

□早急に法制定がされるように法案を作成する

- 協同組合を自由に設立できるように法案の作成
- 支援育成と関連した内容は、それぞれの類型別、事業別の協同組合と関連する法律と政策を調整するようにして、基本法案には最小限に追加
- 既存協同組合の憂慮を最小限にすることで、協同組合基本法制定のための共通分母を最大化し、法制定の力を強化

□多様な協同組合の性格の共通分母を反映する

- 協同組合の類型別特性を個別に包含していないこと。基本法制定後、各類型別発展程度と社会的力量を勘案して、改正を通じ各個別の章を追加することが望ましいとの観点から、法案作成
- 協同組合の運営に関連する具体的な運営に必要な項目をなるべく定款や大統領令、又は部令で表示するようにし、法的な条文は最小限にして、類型別の自由な設立を可能にする法案を作成していく
- ただし、公益を追求する協同組合の存在を考慮して、協同組合の定義に、「非営利法人」を明示していく

□協同組合の公共的性格を最大限浮き彫りにする

- 法定積立金強化及び解散時の残余財産の公共的な処分などを法に包含して、協同組合が、既存の営利法人と違うという点を強調
- 協同組合の営利法人への転換、吸収合併される可能性を最大限遮断するように条文を整理する

2) 法案の基本構造

□4章37条で、条文を最小化した設立法で構成

- 章別構造は、第1章総則、第2章組合、第3章連合会、第4章罰則で構成されている
- 協同組合の自主性を最大限反映して、必要な条項だけ残し、行政の解釈が過度に介入しないようにする線で条文を最小化し、「定款に定めるところ」の比重を広げた

□連合会と組合の法的性格を最大限同一に

- 第3章連合会は、大部分第2章組合の条文を承継し、組合と連合会の関係性を強化している
- 多様な連合会が設立されるようにした。業種別連合会、地域連合会などが自由に設立できるようにした

3. 主な問題意識の解説

□個別法ではなく、基本法〔法案の名称〕

- 現在、協同組合関連法は農協法、信協法、生協法など8つの個別法として存在。協同組合基本法と既存の個別法が衝突する場合には、既存の個別法を優先することにより、既存の協同組合との葛藤を最小化
- それでも、これから成立できる他のすべての協同組合の設立を規定しており、協同組合間協同の場合は既存の協同組合まで、包括して適用できるため、9番目の個別法ではなく、基本法とする

□協同組合を非営利法人として明示〔関連条項第3条〕

- 営利法人と非営利法人を区分する基準は、事業をするのかしないのかではなく、事業で稼いだ利益を構成員に分配できるのかできないのかが差異である。基本法では、協同組合を非営利法人として明示する
- 協同組合が事業を通じて残した利益を組合員に配当することができるため、営利法人との主張があるが、これは、協同組合に対する無理解から始まるのと考えられる。協同組合の配当は、協同組合を利用する過程で発生した余剰を利用した人々に戻してくれるという概念で、株式会社の利潤配当とは根本的に性格が異なる
- 協同組合の出資配当も利用高配当又は労働配当を超えないようにして、その上に、市場の基準金利より低く策定する。これは株式投資と異なり、協同組合に対する出資は、配当を目的としないことを意味する
- 基本法では一歩進んで清算する残余財産がある場合、組合員に配分することなく、類似協同組合、上級連合会、非営利法人、国庫など社会に還元するようにして非営利的性格をさらに強化する

□少額貸し出し及び共済運営許容〔関連条項第7条3項〕

- 現在、信協の認可規定に至らないものの、組合員の相互扶助事業の一環として、自活の共済組合及び互助組合が運営されている。しかし、現在は、適当な法人格が存在しないため、公信力に問題があり、事業が間違った場合に代表が無限責任を負うことが生じることがある
- これに組合員を対象を限定して、信用事業の場合、出資総額、共済事業の場合、共済組合費の総額をそれぞれ限度として事業規模を制限して運営することができることとする。ただし、詳細な基準は、大統領令で定めるとする

□協同組合間の協同は、公正去来法（公正取引法）の適用を排除する〔関連条項第7条4項〕

- 独占規制及び公正取引に関する法律では、談合などの不当共同行為に対しては、規制をすることによって、消費者の権益を保護している。これによると、協同組合間協同の行為が談合など不公正取引として規制がされる可能性が存在する

- 公正取引委で、△小規模の事業者・消費者の相互扶助目的 △組合員の任意加入・脱退 △平等な議決権 △利益配分の限度制限等の要件を満たす一定の組合の行為に対しては、現行の公正取引法でも適用を排除していると主張
- しかし、基本法では、協同組合に対する無理解による協同組合間協同の行為を規制することができる可能性を完全に取り除くために、以下の場合に限り、公正取引法の適用を完全に排除する条項を明示する
 - 経済的な弱者である組合員の分け前を原状復帰させたり、現状を維持させようとする場合
 - 協同組合が共同の努力を通じて、組合員の生産物又はサービスの品質などの商品性を向上させ、それによる正当な取り分を受け取る場合

□国の支援や干渉を最小化 [関連条項第8条1・第3項]

- 協同組合は、国の干渉と介入なしに、組合員の自発的参加で、自主的に成長していくことが最も望ましい。これに国と公共団体は、協同組合の自律性を侵害してはいけないという文言を明示して、主務官庁を、別途に定めない
- また、育成計画、実態調査、財政支援などを国に要求しない代わりに、商法上の会社の場合のように国の監督条項も新設しない

□認可主義ではなく、登録主義を採用 [関連条項第9・10条]

- 既存の協同組合は、主務官庁の認可を受けてはじめて設立が可能になるように規定しているが、これは自由な協同組合の設立という趣旨に符合しない
- 基本法では、株式会社の場合のように協同組合も一定の要件のみを満たせば、設立登記ができるように規定しており、設立要件も、△発起人及び組合員3人以上、△資本金100万ウォン以上、△定款及び創立総会の議事録の作成と、最小限に定める

□意思決定の民主性の具現 [関連条項第13条2項、第14条2項、第34条]

- 個別の協同組合の場合、出資額に関係なく、組合員1人当たり1票の原則を明示しており、組合員1人当たり出資口数限度を40%に制限し、1人1票の原則を実質的に裏付けるようにする
- ただし連合会の場合は、定款で定めるところにより、会員の議決権に差を許容することで、個別の協同組合の規模や寄与度の差異を意思決定過程に反映できるようにする

□組合員の有限責任の明示 [関連条項第13条4項]

- 組合員は協同組合の債務に対して、出資額限度内でのみ有限責任を負うことにする。これに伴い、組合員は協同組合に対して連帯して責任を負うべき負担なしに、組合に加入することができる

□剰余金配当制限の強化 [関連条項第26・27条]

- 株式会社よりも資本調達がたやすすくない協同組合が事業の持続性を確保するためには、剰余金を最大限に留保することができる仕掛けが必要
- これに剰余金があるときに30%を法定積立金として積立て、10%を次の会計年度へ繰越したり、定款により、任意積立金として積立できるようにする

○また、損失を補填し、各種積立金を控除した後も剰余が残った場合にのみ配当ができるようにする。この時にも利用額配当や労働配当を優先して、出資配当は、市中金利水準以内とするようにする

□営利法人への合併・分割・転換の不可〔関連条項第29条〕

- 基本的に協同組合同士だけで、合併・分割・転換が可能
- ただし、株式会社が合併・分割・転換して、協同組合になる場合は許容
- しかし、協同組合が合併・分割・転換して、株式会社になる場合は許可しない

□協同組合の転換時に一時的な同一法人と看做す特例〔附則第3条〕

- 原則的には、法人の性格が異なる場合は、業務の成果に対し包括的承継は難しいことと判断される。なぜなら、事業の性格が相異なるし、構成員が異質の可能性もあるため、事業体の連続性を認証できる根拠が薄弱なため
- しかし、既存の協同組合基本法がない状況で、苦勞して協同組合方式で運営し、営業成果を出していた事業体が、これまでの営業成果を承継しないようならば協同組合への転換を躊躇する事業体が相当数になると予想
- これに、法律施行日から1年以内に協同組合に転換した場合、事業の包括承継を認証する内容を附則条項として明示する

協同組合基本法案 (連帯会議案)

第1章 総則

第1条（目的）この法律は、自助、自己責任、民主、平等、公平性、連帯という協同組合の価値を基盤として、協同組合の設立、運営等に関する基本的な事項と協同組合の育成のための基本的な事項を規定することによって、協同組合の発展を支援し、社会統合と国民経済の均衡的発展に資することを目的とする。

- 第2条（協同組合の性格）① 協同組合は、共通の経済・社会・文化的必要と欲求を、共同で所有し民主的に運営される事業活動を通じて、充足しようとする人々が自発的に結成した自律的組織である。
- ② 協同組合は、第1条の目的に違反しない限り、経済活動のあらゆる分野で設立され、運営することができる。
- ③ 協同組合は、組員又は会員の福利増進を目的とし、協同組合の設立の主な目的に応じて、組員の共同の努力で商品及びサービスの原価節減、品質向上、勤労条件の向上、社会サービスの効率化、地域社会の開発などを図る。

第3条（定義）この法律において使用する用語の定義は以下の通り。

- 1 「協同組合」とは、第2条で定めたことを達成するために、この法律により設立された非営利法人をいう。

- 2 「連合会」とは、協同組合の共同利益を図るため、この法律により設立された非営利法人をいう。ただし、全国連合会、中央会等、名称が異なる場合も含めて総称する。

第4条（個別の協同組合法との関係） この法律は、個別の協同組合法がある分野に対しては、個別の協同組合法に優先しない。

第5条（名称） 協同組合と連合会は、「協同組合」という名称を使用し、他の組合及び連合会の名称と重複したり、混同される名称を使用してはならない。

第6条（他の協同組合等との協力） ① 協同組合及び連合会は、他の協同組合、他の分野の協同組合及び外国の協同組合との相互協力、理解の増進及び共同事業開発などのために努力しなければならない。

② 協同組合及び連合会は、第1項の目的達成のために必要な場合には、他の分野の協同組合と協議会を構成・運営することができる。

第7条（他の法律との関係） ① 協同組合及び連合会が信用事業を遂行する場合には、信用事業に関連する一切の事項は、「信用協同組合法」の関連諸規定を準用する。

② 協同組合及び連合会が共済事業及び保健・医療事業を遂行する場合には、共済事業及び保健医療事業に関連する一切の事項は、「消費者生活協同組合法」の関連諸規定を準用する。

③ 上記の第1項及び第2項の規定にかかわらず、協同組合は信用事業の場合は出資総額を、共済事業の場合は共済組合費総額を各々限度として一定の範囲内で信用事業又は共済事業を運営することができる。ただし、細部の基準は、大統領令で別途定める。

④ 協同組合間協同の行為が次の各号のいずれかに該当するときは、「独占規制及び公正取引に関する法律」の適用を排除する。

- 1 経済的弱者である組合員の分け前を原状復帰させたり、現状を維持させようとする場合
- 2 協同組合が共同の努力を通じて、組合員の生産物又はサービスの品質などの商品性を高め、それによる正当な取り分を受け取る場合

第8条（国及び公共団体の協力等） ① 国と公共団体は、協同組合及び連合会の自律性を侵害してはならない。

② 国と公共団体は、協同組合及び連合会の事業に対して、協調しなければならない、大統領令で定めるところにより、その事業に必要な支援をすることができる。

③ 国は、協同組合政策の統一的遂行のための主務官庁を定め、主務省庁の長は、関係行政機関の長と協議し、協同組合政策を総括調整する。

第2章 協同組合

第1節 設立

第9条（設立の最低基準） 協同組合は、少なくとも次の各号の要件を備えることにより設立することができる。

- 1 発起人数及び組合員数：定款で定める基準以上とするが、各々少なくとも3人以上でなければならない。
- 2 資本金：定款で定める基準以上とするが、少なくとも1万ウォン以上でなければならない。

い。

3 定款及び創立総会議事録の作成

第10条（登記）協同組合は、主たる事務所の所在地において設立登記をすることにより成立する。

第11条（定款記載事項）協同組合の定款には、次の各号の事項が含まなければならない。

- 1 目的
- 2 名称及び主たる事務所の所在地
- 3 組合員の資格と加入、脱退及び除名に関する事項
- 4 出資1口の金額と払込方法及び時期、組合員の出資口数制限
- 5 組合員の権利と義務に関する事項
- 6 事業の範囲及び会計に関する事項
- 7 機関及び役員に関する事項
- 8 公告の方法に関する事項
- 9 解散に関する事項
- 10 出資金の譲渡に関する事項
- 11 その他総会・理事会の運営等に関し必要な事項

第2節 組合員

第12条（組合員の資格）① 協同組合の目的に同意し、組合員としての義務を果たそうとする者又は法人は、誰でも組合員に自由に加入することができる。

② 第1項にかかわらず、協同組合の特性上、避けられない場合は、定款で定めて組合員の資格を制限することができる。

第13条（出資及び責任）① 組合員は、定款で定める一口以上を出資しなければならない。出資1口の金額は、定款で定める。

② 組合員1人の出資口数限度は、総出資口数の100分の40を超えない範囲内で定款で定める。ただし、新規に設立された協同組合に対しては、1年間、その適用を猶予する。

③ 出資金は、協同組合に対する債権と相殺することはできない。また質権の目的にはできない。

④ 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

第14条（組合員の権利）① 協同組合は、正当な理由なく組合員の加入を拒否したり、加入、運営参加、脱退、除名に関して、他の組合員よりも不利な条件を付すことはできない。

② 組合員は出資額の差異にもかかわらず同等の議決権、選挙権及び被選挙権を持つ。

③ 組合員は、定款で定めるところにより、脱退の意思を通知し、脱退することができ、脱退時の定款で定めるところにより持分の払戻しを請求することができる。

第3節 機関

第15条（総会）① 協同組合に組合員で構成される総会を置く。

② 定期総会は毎年1回、定款で定める時期に招集し、臨時総会は、定款で定めるところにより、必要なときに随時招集する。

第16条（総会議決事項等） 次の各号の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 1 定款の変更
- 2 解散・分割・合併
- 3 組合員の除名
- 4 役員の選出及び解任
- 5 規約の制定・改正・廃止
- 6 事業計画の確立、収支予算の編成
- 7 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案と損失処理案
- 8 役員の報酬及び実費弁償
- 9 代議員会を設置する場合、その構成及び運営に関する事項
- 10 その他理事長や理事会が必要と認める事項

第17条（総会の開議と議決） 総会は、この法律その他の規定がある場合を除き、組合員の過半数の出席により開議し、出席組合員の過半数の賛成により議決する。ただし、第16条第1号から第3号までの事項は、組合員の過半数の出席と出席組合員の3分の2以上の賛成により議決する。

第18条（代議員総会） ① 協同組合は、定款で定めるところにより、総会に代わる代議員総会を置くことができる。

② 代議員総会に対しては、総会に関する規定を準用する。ただし、代議員会議は、第16条第2号の事項に関しては、議決することはできない。

第19条（理事会） ① 協同組合に理事会を置く。

② 理事会の運営に関する事項は、定款に定めるものとし、次の各号の事項が含まなければならない。

- 1 理事会の構成方式
- 2 理事会の議決事項：規程の制定・改正・廃止を含む
- 3 理事会の開会と議決の方法

第20条（役員の定数及び選出） ① 協同組合の役員は、この法律と定款の規定を遵守し、その職務を忠実に遂行し、組合員に責任をもって奉仕しなければならない。

② 役員に対する事項は、定款に定めるものとし、次の各号の事項が含まなければならない。

- 1 役員の定数及び任期：理事長及び監事1人以上含む
- 2 役員の選出方式
- 3 役員の職務：監事の総会招集権、監事の限定的代表権、監事の決算承認権含む
- 4 役員の義務と責任：損害賠償の責任を含む
- 5 役員の解任：組合員の役員解任要求権を含む

第4節 事業

第21条（事業） 協同組合は、設立目的を達成するために必要な事業を自律的に、定款で定めるものとし、次の各号の事業は必ず含めなければならない。

- 1 組合員と職員の相談、教育訓練及び情報提供事業

- 2 協同組合間の協同のための事業
- 3 協同組合の広報及び管轄地域への貢献のための事業

第22条（組合員教育）① 協同組合は、組合員に対し協同組合の運営原則と方法に関する教育を少なくとも年1回以上実施しなければならない。

② 協同組合は、組合員の権益が増進されるように組合員の生活及び経営等に対する相談活動を積極的に遂行しなければならない。

第5節 会計

第23条（会計年度）① 協同組合の会計年度は定款で定める。

② 協同組合の会計は一般会計と特別会計に区分するが、各会計別事業部門は、定款で定める。

第24条（事業計画と収支予算）協同組合は、毎会計年度の事業計画書と収支予算書を作成し、総会の決議を得なければならない。

第25条（運営の公開）① 協同組合は、決算結果の公告等、協同組合の運営を積極的に公開しなければならない。

② 協同組合は、定款・規程・規約、総会・理事会の議事録及び組合員名簿を主たる事務所に備え置き、組合員が自由に閲覧できるようにしなければならない。

③ 協同組合は、主務省庁又は連合会のホームページに主要な経営公示資料を掲載しなければならない。

第26条（法定積立金、繰越金及び任意積立金）① 協同組合は、毎会計年度決算の結果、剰余金があるときは、剰余金の100分の30以上を法定積立金として積み立てなければならない。

② 第1項の法定積立金は、協同組合の損失を補填する場合を除き、使用することはできない。

③ 協同組合は、事業費用に充当するために剰余金の100分の10以上を次会計年度に繰り越さねばならない。

④ 協同組合は、定款で定めるところにより、事業準備金等として利益金の一部を任意積立金で積み立てることができる。

第27条（損失の補填と剰余金の配当及び出捐）① 協同組合は、事業年度中に生じた損失は、未処分繰越金・任意積立金・法定積立金の順に補填し、補填後も不足しているときは、これを次会計年度に繰り越す。損失の比重が高く、正常の経営が困難な場合は、出資金を償却することができる。

② 協同組合は、損失を補填し、第26条による法定積立金を控除した後でなければ、剰余金の配当をすることはできない。

③ 剰余金は、定款で定めるところにより、次の各号の順に配当する。

1 利用額配当又は労働配当

2 出資配当：上記1の配当総額を超過しない限度内での払込出資額に対する配当

④ 第3項第2号による払込出資金に対する配当率は、市中金利水準以内としなければならない。

⑤ 協同組合は、定款で定めるところにより、協同組合の育成など公共目的の基金に剰余金の一部を出捐することができる。

第28条（決算報告書の承認）① 協同組合は、定期総会日の1週間前までに決算報告書（事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分又は損失処理案等をいう）を、監事に提出しなければならない。

② 協同組合は、第1項による書類の監事の意見書を総会に提出し、承認を受けなければならない。

第6節 合併・分割・解散及び清算

第29条（合併及び分割）① 協同組合は、総会の議決を得て合併又は分割することができる。

② 合併又は分割により存続するか、設立される協同組合は、合併又は分割により消滅する組合の権利・義務を承継する。

③ 合併による協同組合の設立に関しては、合併設立の性質に反してなければ、この章第1節の設立に関する規定を準用する。

④ 協同組合は営利法人への転換、あるいは分割売却したり、営利法人に合併することはできない。

⑤ 協同組合の合併は、合併後存続するか、設立された協同組合がその主たる事務所の所在地において合併登記をすることによって、その効力を有する。

第30条（解散）協同組合は、次の各号のいずれかに該当する事由により解散する。

- 1 破産
- 2 解散決議
- 3 定款で定めた解散事由の発生
- 4 合併
- 5 組合員が1人になった時

第31条（清算人）① 協同組合が解散したときは、破産による場合を除き、総会で清算人を選任する。

② 清算人は就任後遅滞なく、財産状況を調査して、貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定めた後、これを総会に提出し承認を受けなければならない。

③ 清算人は、清算事務を終結したときは、遅滞なく、決算報告書を作成し、総会に提出し承認を受け、事務所所在地でこれを登記しなければならない。

④ 第2項及び第3項の場合、2回以上総会を招集しても総会が構成されないときは、出席組合員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第32条（残余財産の処理）解散した協同組合が負債及び出資金を返済し、残余財産があるときは、次の各号のいずれかに帰属される。

- 1 類似の目的の協同組合
- 2 上級連合会
- 3 非営利法人・公益法人
- 4 国庫

第3章 連合会

- 第33条（会員）① 連合会は、この法律によって設立された協同組合の中で、連合会の設立目的に同意する協同組合及び他の連合会を会員とする。
- ② 連合会は、協同組合又は他の連合会が会員加入申請をすれば、加入を拒否したり、加入に関して、他の会員より不利な条件を付すことはできない。
- ③ 第2項にかかわらず、連合会及びその会員の発展を害するほどの顕著な理由があると判断される場合には、理事会の議決を経て加入を拒否することができる。
- ④ 会員の責任は、その出資額を限度とする。

第34条（議決権の差等を許容）連合会は、定款で定めるところにより、会員の議決権に差等を付けて付与することができる。

第35条（事業）連合会は、その目的を達成するために必要な事業を自律的に定款に定めるものとし、次の各号の事業には必ず含めなければならない。

- 1 会員の組織及び経営の指導
- 2 会員の組合員及び職員に対する相談、教育訓練及び情報提供事業
- 3 会員とその組合員の事業に関する調査・研究及び広報
- 4 協同組合間の協同のための事業
- 5 協同組合の広報及び協同組合運動促進のための事業
- 6 会員とその事業についての実態調査

第36条（準用規定）連合会については、第9条から第11条まで、第13条、第14条第3項、第15条から第20条まで、第22条から第32条を準用する。この場合、「協同組合」は「連合会」と、「組合員」は「会員」と、第9条「組合員3人以上」と「1万ウォン」は、「会員2カ所以上との業務区域内の組合の5分の1以上」と「500万ウォン」と、第13条第2項の「総出資口数の100分の40」は「総出資口数の100分の50」と読み替える。

第4章 罰則

- 第37条（罰則）① 協同組合又は連合会の役職員又は清算人が次の各号のいずれかに該当する行為により協同組合又は連合会に損失を与えたら、5年以下の懲役又は1500万ウォン以下の罰金に処する。ただし、懲役刑と罰金刑は、併科することができる。
- 1 協同組合又は連合会の事業目的以外の資金使用
 - 2 投機の目的で協同組合又は連合会の財産の処分又は利用
- ② 協同組合及び連合会の役職員又は清算人は、この法律により、総会の議決を得なければならない事項に対して議決を得ずに執行したときは、1年以下の懲役又は500万ウォン以下の罰金に処する。

附則

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（租税減免）国及び地方自治団体は、既存の協同組合との公平性を考慮して、協同組合及び連合会に対し、「法人税法」、「租税特例制限法」及び「地方税特例制限法」の定めると

ころにより、国税及び地方税を減免することができる。

- 第3条（協同組合等に対する経過措置）① この法律施行当時、協同組合と類似の目的のために既に設立された事業者又は法人が協同組合になるには、この法律施行日から1年以内に第10条に定める設立の最低基準を備え、組合員の過半数の出席と、出席者の3分の2以上の賛成による総会の議決を経た後、第6条第1項により設立登記をしなければならない。この場合、設立登記前の事業者又は法人と設立登記後の協同組合は、同一の法人とみなす。
- ② この法律施行当時、連合会と類似の目的のために既に設立された社団法人が連合会になるには、この法律施行日から1年以内に第36条で定める連合会の設立に必要な事項を備え、会員の過半数の出席と出席者の3分の2以上の賛成で、総会の議決を経た後、設立登記をしなければならない。この場合、設立登記前の社団法人と設立登記後の連合会は、同一の法人とみなす。

岡安仮訳